

# 普通徴収切替理由書について

普通徴収を希望する場合は、統一基準に該当する人数を普通徴収切替理由書に記載してください。また、個人別明細書の摘要欄にも該当する符号をご記入ください。

## 《普通徴収切替理由書 記入例》

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）			
市区町村名	寒川町	指定番号	12345671
事業者名	株式会社 寒川機械工業		
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	人	
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が100万円以下)	4人	
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人	
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人	
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	2人	
合計		6人	

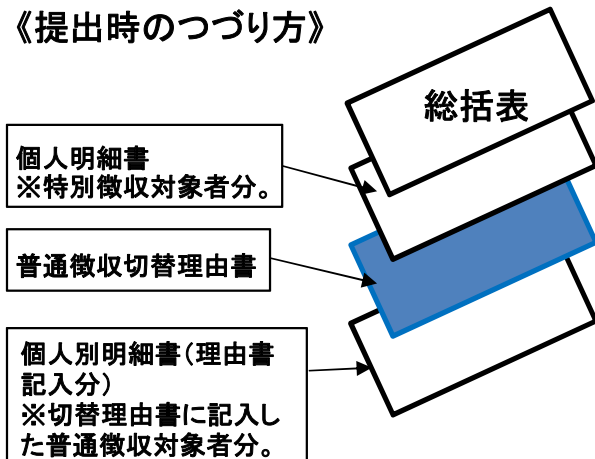
○ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

○ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

寒川町に提出する普徴希望者の内訳を記載してください。

事業所名、寒川町の指定番号を記載（不明の場合は空欄）
特別徴収すべき給与受給者が2名以下 ⇒ <u>普A</u> に該当人数を記載 ※(総受給者数 - 他の市区町村を含むすべての普徴該当者)のうち寒川町分の人数を記載
他の事業者から支給される給与で、既に特別徴収を行っている者 ⇒ <u>普B</u> に該当人数を記載
毎月の給与が少額で、特別徴収税額の徴収ができない者 ⇒ <u>普C</u> に該当人数を記載
給与が毎月支給されないため、特別徴収税額の徴収ができない者 ⇒ <u>普D</u> に該当人数を記載
個人事業主の専従者となっている給与受給者 ⇒ <u>普E</u> に該当人数を記載
5月末日までに退職予定の者及び休職者 ⇒ <u>普F</u> に該当人数を記載
合計欄に、普通徴収希望の者の合計人数(普A～F 合計)を記載してください。 ⇒ <u>この合計人数と総括表の普徴報告人員数とが一致するようにしてください</u>

## 《提出時のつづり方》



## 《給与支払報告書(個人明細書) 記入例》

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額
円	円	円	円
(摘要)			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">普F</div> ※令和6年3月31日退職予定 該当する符号を必ず記入してください。			
中途就・退職		受給者生年月日	
就職	退職	年	月 日
	○	6	3 31
退職年月日が確定している場合は必ず記入してください。			

## 《記載上の注意事項》

- 普通徴収希望の受給者の個人別明細書の摘要欄に、該当理由の符号(普A～F)を記載してください。摘要欄に記載のない場合は、特別徴収として処理される場合があります。特に「普F」の退職予定者は、個人別明細書の摘要欄に退職予定日を必ず記入してください。
  - eLTAXを利用し、電子で給与支払報告書を提出する場合は、切替理由書の提出は必要ありません。普通徴収を希望する場合、必ず「普通徴収区分」にチェックのうえ、個人別明細書摘要欄に、該当理由の符号(普A～F)を記載してください。
- ※ 基準に該当しても、普通徴収切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、普通徴収への切り替えができないことがありますので、ご注意ください。

この理由書は、九都県市統一基準に該当し、普通徴収を希望する場合は、毎年提出が必要です。給与支払報告書と併せて、毎年、提出期日(原則1月末日)までに提出してください。また、申し出の内容について、さらに詳しい事情をお聞きする場合があります。なお、この基準(理由書の「普A～F」)以外の切替理由は、認められません。